

## 藤原頼長の見た「打出」 ―その日記『台記』を中心に―

吉 住 恭 子

はじめに

治安二年（一〇二二）七月十四日、藤原道長が建立した法成寺金堂で盛大な供養が行われた。『榮花物語』（卷十七おむがく）には、極楽浄土と見まがうばかりの絢爛かつ荘嚴な堂舎や儀式がつぶさに記されている。<sup>①</sup>さらに、その場に居合わせた人々、特に女性たちの美麗な装束がひとさわ鮮やかな色彩を添えていた。

御方々の女房たちの御簾際ども見渡せば、御簾の有様よりはじめ、廻まで世の常ならずめづらかなるまで見ゆるに、朽葉、女郎花、桔梗、萩などの織物、いとゆふなどの末濃の御几帳、村濃の紐どもして、さまざま心ばへある絵を泥してかかせたまへり。えもいはずめでたき袖口ども、衣の袂などのうち出だし渡したる、見るに目耀きて何とも見分きがたく、（以下、略）

御簾はもとより、御簾の下からのぞく几帳の帷子も、秋にふさわしいかさねの色目で仕立てられ、情趣に富んだ絵を描いたり、グラデーシオンに染めるなど美しく設えられている。その御簾際には、金堂供養に臨席する道長の娘たち（太皇太后彰子・皇太后妍子・中宮威子・東宮妃嬉子）などに扈從する数多の女房が居並んでいた。女房たちが晴れの

儀式にふさわしい華やかな装束で着飾り、自らの装束の袖口や袂先などを御簾の外に「うち出だし渡したる」<sup>1</sup> 状態は、目も眩むばかりの美しさだったという。

このように、御簾の下から女房装束の袖口や袂先の一部をのぞかせた状態は「打出（うちいで・うちで）」と称される。打出は、「駒競行幸絵巻」や「紫式部日記絵巻」、「小野雪見御幸絵巻」など平安時代の晴れの儀式を描いた絵巻類に見られる、王朝文化の美をあらわす代表的な趣向であった。

しかし、打出に関する考証は僅かであり、鈴木敬三氏の研究にほぼ依拠している。鈴木氏によれば、打出とは「寝殿や対の舎の廂のうちに、着飾った女房たちが居並んでいるように、女房の装束を重ねたままに陳列して、その袖袂を隔ての御簾や几帳の下から簀子にかけて打出し」<sup>2</sup> ていることであり、「行幸啓や御幸のときをはじめ、恒例・臨時の大饗や祭会・祝儀などの晴儀の際」<sup>3</sup> にしつらえる「寝殿造の殿舎の装飾の一種」であった。さらに、鈴木氏は袖口や袂先を引き出す晴儀の打出に対して、袖口だけを引き出す略儀の装飾「押出」も存在したと定義付けられている。<sup>4</sup>

近年になって、笹岡洋一氏も打出の実態について疑問点を提唱されたが、打出の全てが解き明かされているとは言いがたい。<sup>5</sup> そこで、筆者はかつて文献史料と絵画資料をもとに打出の歴史の変遷の検証を試みて、以下のような結論に至った。打出は女性により美意識の表現として創出されたこと、やがて男性側からも晴儀の空間を演出する一要素として関心を持たれるようになり、男性が打出を差配し、事例を積み重ねながら故美化されていった。その過程の中で、人間不在の装束だけで構成する打出も現れるようになり、装束だけの打出は晴の儀式を荘厳にするために調度化していき、本来の女性自身による打出は「押出」として区別されていったと考える。<sup>6</sup>

とはいえ、装束だけの打出が創出された時期や調度と化していった要因、社会的に過差を抑止する一方で打出については華美を極めるなど打出の存在意義は何だったのか、そして打出の終焉はどうなっていくのか、など打出をめぐる疑

問ははまだ残っている。

そこで、本稿では特に、装束だけの打出が創出する時期とその要因について、藤原頼長（一一二〇～一一五六）の日記『台記』を中心に考察していきたい。

## 一 藤原頼長と打出

### (一) 打出の歴史の変遷

前稿で筆者が特に問題として提起したのは、従来の打出についての解釈が、「女房（人間）による演出」と、「人間不在の装束（もの）だけによる演出」（以下、装束だけの打出とする）の二つのスタイルが存在したことを指摘しながらも、その具体的な有り様や歴史の変遷の検証にまで及んでいないことである。その結果、現在の美術史学や有職故実を含めた歴史学において、打出の理解に混乱が生じているとして、打出の実態と歴史の変遷を明らかにした。本稿でも必要に応じて、打出の実態を述べるものとする。

最初に、打出を構成する女房装束について概観しておく。女房装束とは、男性官人の束帯に相当する女性の朝服のことである。通常の女房装束の場合、袴を着装してから（院政期以降は強装束の流行にしたがい袴を着ける前に小袖を着用する）、単をまとい、その上に桂（褂）を着重ねる。重ねる桂の枚数によって三衣・五衣などと称したが、平安時代末期には五衣の定めとなった。重ね桂姿になった状態で腰から後方に裳を、上半身に唐衣を着けて、通常の女房装束が完成する。重要な晴儀の際には、通常の生袴を引糊による張袴に代え、重ね桂の上に張りのある打衣と豪華な仕立ての表着を加えて「物具」と称するなど、通常の女房装束とは明確に区別していた<sup>5)</sup>。こうして完成した女房装束のうち、重

なった袖口や袿の袂先などを御簾の下から打ち出して華やかな美を表現したのが、本稿で採り上げる「打出」である。すでに先学が解かれてるように、打出とは、もとは女房が着ている装束を「うちいづ」「うちいだす」という動作として表現していた言葉が、のちに名詞化して「うちいで・うちで」となったものである。<sup>6</sup>晴儀に際して御簾際に座した女房が、身に着けた装束の袖口や重ね袿の袂先を御簾の下から見るといふ動作をいつ頃から始めたのか、その時期は定かではない。ただし、『栄花物語』や『紫式部日記』などには打出と同様の情景が表現され、次第にその記述も頻出してくることから、十世紀末から十一世紀初頭を草創期と見ても良いだろう。

上掲の史料を検証した結果、打出とは、天皇をはじめ東宮や女院、三后（太皇太后・皇太后・皇后）、親王・内親王、大臣家などに仕える女房たちが晴の儀式に臨んで御簾際に座し、自分の着用した装束の袖口や袂を御簾の下から自然とこぼれ出させることで、御簾際を華やかに演出したのが始まりと考えられる。装束は女房たちが自ら準備をするため、禁色などの規制以外は、比較的自由であった。そこで、各自が思い思いに季節に合わせたかさねの色目を選び、金の打ち物や螺鈿細工や飾り紐で装束を飾り付けるなど趣向を凝らしていた。女房たちは各自の美意識を競い合い、打出の装束も華美が次第にエスカレートしていき、後一条天皇の治世下でその頂点を迎えている。<sup>7</sup>

とはいえ、当該時期には『御堂閔白記』や『小右記』をはじめ男性貴族による日記も存在するが、打出に関する記述は確認できない。その理由は、打出がまだ晴儀を構成演出する装飾の一要素とは認められず、あくまでも女房たちが私的に行う美の演出、もしくは女房たちの美意識のアピールとして観念的に捉えられていたためと考えられる。<sup>8</sup>

しかし、時代の推移とともに、打出は御簾際からの装束の見せ方やかさねの色目などまでを規定され、男性も打出を差配するようになった。男性が打出に関与しはじめた早い時期としては、堀河天皇による打出差配が確認できる。時を同じくして、男性貴族の日記にも打出が書き留められていくようになった。男性たちが晴儀における装飾として打出に

関心を持つようになる、やがては男性自ら打出を差配する事例が生じ、個別的な経験の積み重ねによって、打出に関する法則性が繰り出され、故実化が進んだ。その結果、晴儀の室礼を差配する役務官人が打出をも差配する事態となり、彼らによって編まれた有職故実書にも打出に関する記述が遺ることとなった。<sup>9)</sup>

以上、打出の歴史の変遷を通覧したが、残された課題で重視すべきは、「女房（人間）による演出」と平行して、いつ頃から「人間不在の装束（もの）」だけによる演出」が始められたのか、その時期と理由である。前稿において、有職故実書の『雅亮（満佐須計）装束抄』を検証した際に、「そこには、『栄花物語』に表現された「わざとならず出でたる袖口、こぼれ出でたる衣の端」のような生きた人間により作られる自然な美しさはなく、視覚的効果を計算し、晴儀の空間をより美的に演出するための一要素として打出が求められた観がある。とはいえ、装束の袖口や褌に至るまで、計算され尽くした演出を人間が担うのは不自然であり、無理も生じよう。そのため、装束だけで飾る方法も取られるようになったのではなからうか」との考えを抱くに至った。<sup>10)</sup>しかし、それで全てが解決する訳ではない。装束だけの打出を完璧な造り物とする一方で、あくまでも女房がそこに居るかの様に見せるのが望ましいとして、美麗几帳や屏風などの調度品とは違うものだと一線を画しているのは何故か。生きた人間により作られる自然な美しさを求めながらも、女房たちによる打出は排除する、一見矛盾した志向と行為には何らかの理由があるのではないだろうか。

## (二) 従来の打出研究と藤原頼長

そこで、本稿では「装束だけの打出」が現れた時期と理由についての検証を試みたい。特に、藤原頼長の日記『台記』を検証の中心としたのには三つの理由がある。

第一に、前稿では藤原（九条）兼実の記した『玉葉』を中心に検証したが、そこに引勘される打出の先例として『台

『記』の事例が数多確認できたことによる。これは、記主である藤原頼長の資質に拠るところも大きい。当代きつての大家者とも評された頼長は、二十三歳の時に子孫への訓戒を日記に遺した。そこには、「漢家の経史」の習得を偏重していたとの自省から、朝廷に出仕して公事を奉行するには、「倭国の旧事」の習得も必要だと記している。頼長の「漢家の経史」偏重の姿勢はすでに指摘されるところだが、一方では頼長も律令格式に精通し、先人の日記・記録を披見し、父の藤原忠実をはじめ有職故実に通じた人物に教えを乞いながら、自らも詳細な日次記を書き、重要な儀式については別記等を寝食を忘れるほど没頭して制作するなど「倭国の旧事」習得にも励んでいる。<sup>11)</sup>

周知の通り、久安六年(一一五〇)九月二十六日には異母兄の忠通が父に義絶され、頼長が代わって氏長者となり、翌年の正月十日には内覧宣旨を蒙り、執政の座に上っている。それ以降、頼長が失脚するまでの政治的事績については、橋本義彦氏が詳細に検証を加え、官紀の肅正と古事復興の二点をその特色として指摘された。このうち古事復興については、官政の再興や外記日記・殿上日記の記載督励などといった政治的な面と同時に、季御読経や釈奠晴儀などの宮中行事や法成寺東北院の十種供養など藤原道長の頃に行われていた藤原摂関家における儀礼も再興している。頼長は内覧宣旨を蒙ってからのち、自らの立場を道長に擬し、道長に先例を求めていた。橋本氏はかかる頼長の言行を「摂関家最盛期の政治に貴族政治の理想的な姿をみ、摂関家の隆盛こそ貴族政治復興の鍵と考えるかれの政治観を裏付けるもの」とされたが、首肯すべき見解であろう。<sup>12)</sup>となれば、頼長の古事復興に関わる記録の中に、王朝文化の美を象徴する打出の実態を求めることも可能だと考える。

事実、従来の打出に関する研究でも、藤原頼長の時期の打出は検証の対象となっている。これが、本稿において特に『台記』を検証する第二の理由である。打出の絵画資料として、大阪・四天王寺所蔵の「扇面法華経冊子」もよく引用される。同冊子については、料紙扇絵の技法や様式に細密な分析を加えた秋山光和氏による美術史的考察、鈴木敬三氏

による風俗史的考察、柳澤孝氏による歴史的考察をまとめた大著『扇面法華経』が刊行されている。同書では、「扇面法華経冊子」を十二世紀半ばの成立とし、鳥羽天皇の皇后高陽院藤原泰子が仁平二年（一一五二）四天王寺に参籠した際に供養し奉納したと考えられている<sup>13</sup>。さらに、同冊子「観普賢経扇5」に描かれた情景、柱一間に掛けられた御簾の下から女房装束が打ち出され、御簾際に立てられた几帳の帷子の隙間から女房が僅かに顔をのぞかせている場面を、鈴木氏は以下の様に考証された。

観普賢経扇5に見える殿舎の敷設は、御簾の内側に立てた几帳の裾を幅筋ぐるみ抱えるように、厚く重ねた女房装束の袖袂を左右均齊に配置して、晴儀の打出を明示している。袖口や袂先は綿を加えて厚く重ねており、五衣は蘇芳一・薄蘇芳一・赤一・黄二で構成された山吹匂の重ね、その下に薄萌葱四菱遠文の青の単を添えている。この重ねによる打出は、『兵範記』仁平二年（一一五二）正月廿五日条の裏書に見える東三条殿での藤原頼長の大饗における重ねの記事と唐衣の色に問題はあるが、おおむね共通している<sup>14</sup>。

仁平二年といえ、まさに頼長が内覧となっていた時期であり、同冊子の制作に関わるとされた高陽院藤原泰子は頼長の異母姉にあたる。さすれば、冊子に描かれた打出は当該時期の打出像を正確に描写しているとも考えられる。

そこで鈴木氏の考証に戻ってみると、「観普賢経扇5の打出の奥の御簾の内で几帳の物見からのぞいている女房は袿姿に相違ないが、萌葱地繁菱文様の単で口を覆っているだけで、他は几帳にかくれて不明である<sup>15</sup>」とし、打出とその背後に居る女房を区別している。つまり、御簾際に描かれた打出は装束だけで構成されており、その背後から別の女房が顔をのぞかせた状態と理解されている。果たして、頼長邸での大饗で設えられた打出は装束だけで構成されていたのか。頼長自身の日記も検証する必要があるだろう。

第三の理由としては、頼長と源雅亮との関係が挙げられる。源雅亮とは生没年未詳ながら、十二世紀半ば以降、藤原

頼長らに仕えて室礼を担当した人物である。彼の編纂とされる『雅亮（満佐須計）装束抄』は、卷一「寢殿内の屏障・座臥・調度の敷設」をはじめ、恒例や臨時の公事に際しての室礼を収載する<sup>16</sup>。すでに鈴木敬三氏が指摘されたように、有職故実書として古くから流布していたが「本文が仮名書きであるために却って難解であり、幾度か試みられた考証注解も成功をみずに終わっている」など問題点も多い<sup>17</sup>。しかしながら、同書は晴儀の室礼を実際に差配するためのマニュアル本であり、打出について最も詳細に記している。

『雅亮装束抄』の本文については前稿で検証したため割愛するが、留意すべきは、記されている打出は女房装束の片身を見せるスタイルであり、人間不在の装束だけによる設え方である<sup>18</sup>。室礼の差配を行う担当者が記録した実務的なメモとして、他の史料では窺い知れない打出の演出方法や美醜の基準までが詳細に記されるものの、装束だけの打出に限定され、女房による打出の差配については何も触れられていない。となれば、雅亮が仕えていた頼長の頃にも装束だけの打出が存在していたとも考えられるのである。

以上の三点を鑑みると、藤原頼長の時代にはすでに装束だけの打出が存在したと考えられなくもない。しかし、従来の研究は絵画資料が画虚事では無い典拠として、有職故実書や頼長と同時代の日記『兵範記』や後代の日記『玉葉』などの文献史料を検証しながらも、頼長自身が書き遺した日次記『台記』や重要な諸儀式についてまとめた『別記』については看過されているように思える。そこで、次章からは『台記』および『台記別記』を中心に、頼長の時代の打出について検証していきたい。

## 二 『台記』および『台記別記』に記された「打出」



頼長の日記は自筆本は現存せず、写本として部分的に伝存している。その年次は、頼長十七歳の保延二年（一一三六）から亡くなる前年の久寿二年（一一五五）までに至るも、欠失が多い。ただし、後人の抄写とはいえ、現存の日記の欠を補う『宇槐記抄』も存在する。その他、日次記とは別に重要な儀式等をまとめた『別記』がある。

これらの史料の中で打出に関わる記述を抄出し、まとめたのが【表『台記』および『台記別記』に記された「打出」一覽】である。本稿での検証対象となる打出と同様の状態を示唆するものは、『台記』および『台記別記』の中で十九例となった（表No②の「紅打出衣」は男性も着用する打物の衣「打衣」のことであるため除外する）。表を一瞥するとわかるように、その多くが「女房出袖」と記されている。No①を見ると、東三条殿での饗応について、「南庇東第一二間、西庇南第三間、西向戸、西弘庇、南向戸第四箇間、女房出袖」と打出をした場所を記載すると同時に、「今日女房打出、色々掛（桂）五領、紅単紅打衣、柳織物表着、葡萄染織物唐衣、摺裳等也」と打出のかさね色目を記録していることから、「女房出袖」と「女房打出」が同義語であるのは明白である。さらに、前稿で『中右記』に多い表記例「女房打出」を「女房自らが打出をする」と「女房装束の打出が設えられている」という二通りの解釈が可能とし、事例の検証から前者の解釈が妥当と結論付けたが、<sup>19</sup>本稿の表によつて確証を得たといえるだろう。「太后侍女出袖」や「侍女不出袖」という表現は、装束の袖口を出す主体が侍女といった人物であることに他ならない。

それでは最初に、前章で採り上げた「扇面法華経冊子」中の「観普賢経扇5」に描かれた打出について、鈴木敬三氏がおおむね共通していると判断された『兵範記』仁平二年（一一五二）正月二十五日条に該当する『台記』の記事（表のNo⑬・⑭）を確認してみよう。なお、『兵範記』では記主の平信範が二十五日に東三条殿を訪ね、準備の整った朱器大饗のための室礼を記録しているが、実際に大饗の儀式が行われたのは翌二十六日であった。<sup>20</sup>朱器大饗とは、藤原氏の氏長者に伝授される朱器台盤を使用する正月の大臣大饗のことであるが、頼長にとっては久安六年（一一五〇）九月に

⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	No.
久安四年	久安四年	久安三年	久安二年	康治元年	保延二年	長承四年 (保延元)	長承四年 (保延元)	和暦
一一四八	一一四八	一一四七	一一四六	一一四二	一一三六	一一三五	一一三五	西暦
八月九日	七月二十一日	三月二十八日	十二月十九日	十月十四日	十二月九日	二月二十五日	二月八日	月日
侍女不出袖	太后侍女出袖	女房出袖 女房出袖	打出	打衣	打出	打出	女房出袖 女房打出	打出の表記
同孫廂南向戸懸簾、出几帳帷、南廂西第二間以東、同出之、今日侍女不出袖、	依召余以下着御前座(别当布衣、自余直衣冠、此間太后侍女出袖)、	昨日色、依新制也、 東卯西廊四ヶ間、女院女房出袖、同東南子午廊三ヶ間、姫宮女房出袖、 以階間為御所、南面四ヶ間、女院女房出袖(除御座間)、西面三ヶ間、姫宮女房出袖(已上、不改)	南階東一間、西三間、及西廂、女房出衣、是昨日所出之衣也、昨日所、今日不出、 今夜有打出、女房養今為子之故也、	南面打衣(白衣)、	南東面庇に「白表濃打紅梅表着蘇芳唐衣裳腰梅」	御直衣紅打出衣 ※男性装束の「打衣」のこと	南庇東第二間、西庇南第三間、西向戸、西弘庇、南向戸第四簡間、女房出袖、 今日女房打出、色々掛五領、紅単紅打衣、柳織物表着、葡萄染織物唐衣、摺裳等也、	関連記述(抄出)
多子、從三位に叙せらる	法性寺邊離宮での舞樂御覽			儀 養女多子の着袴		鳥羽上皇の東三條殿御幸に供奉	任右大将の養応	場面
別記3	台記8	別記2	台記6 (隆長)着袴儀	台記2	台記1	別記1	別記1	出典

【表】『台記』・『台記別記』に記された「打出」一覧

⑭	⑬	⑫	⑪	⑩	⑨
久寿二年	久安六年	久安六年	久安五年	久安五年	久安四年
一一五五	一一五〇	一一五〇	一一四九	一一四九	一一四八
四月二十日	三月五日	正月十九日	十二月二十七日	十一月十三日	九月二十五日
女房出袖	女房出衣	女房出袖	打出	無打出	侍女不出袖
早旦女房出袖（…寝殿南面七ヶ間…南廂東面妻戸出之、散位高基在簾外刷之、	入二間之後、女房出衣（二具）、於二間（東間・西間）不出之（依為御座間也）、	女房出袖、如三ヶ日、↓本文に引用	辰時、上達部、殿上人来会（…先是、寝殿南廂西向妻戸、女房出袖及妻、他間不出之、近例出袴、不可然出、有種悶命、仍不出之、	五節童女御覽云々、皇太后宮御方無打出、	是日、賜西三位之位記、正寝南西面垂簾、出几帳帷（侍女不出袖）、
賀茂社詣	石清水臨時祭	藤原多子を女御とする	勅使を齎応	多子の入内雑事について	多子、從三位の位記を賜る
別記 8	別記 3	別記 3	別記 3	別記 3	別記 3
仁平二年	久安六年	久安六年	久安五年	久安五年	久安四年
一一五二	一一五〇	一一五〇	一一四九	一一四九	一一四八
正月二十七日	五月二十三日	三月五日	十二月二十七日	十一月十三日	九月二十五日
女房出袖	女房所出衣	女房出衣	打出	無打出	侍女不出袖
寝殿南廂東二間（割註略）、同西廂、南第四間妻戸、垂簾、出几帳帷、女房出袖	有不可改女房所出衣也、↓本文に引用	入二間之後、女房出衣（二具）、於二間（東間・西間）不出之（依為御座間也）、	書分家司職事等、各可奉行事給之（…御衣及打出、童女已下装束、所々薰物、慈親奉之、	五節童女御覽云々、皇太后宮御方無打出、	是日、賜西三位之位記、正寝南西面垂簾、出几帳帷（侍女不出袖）、
朱器大饗	最勝講	藤原多子を女御とする	勅使を齎応	多子の入内雑事について	多子、從三位の位記を賜る
台記 10	台記 9	別記 3	別記 3	別記 3	別記 3
仁平二年	久安六年	久安六年	久安五年	久安五年	久安四年
一一五二	一一五〇	一一五〇	一一四九	一一四九	一一四八
正月二十六日	五月二十三日	三月五日	十二月二十七日	十一月十三日	九月二十五日
女房出袖	女房所出衣	女房出衣	打出	無打出	侍女不出袖
出寝殿（先是女房出袖、予出後、置躰於立作所西欄、	对西面格子三ヶ間、女房出袖（白衣濃打衣白着、葡萄染唐衣、白腰裳、	入二間之後、女房出衣（二具）、於二間（東間・西間）不出之（依為御座間也）、	辰時、上達部、殿上人来会（…先是、寝殿南廂西向妻戸、女房出袖及妻、他間不出之、近例出袴、不可然出、有種悶命、仍不出之、	五節童女御覽云々、皇太后宮御方無打出、	是日、賜西三位之位記、正寝南西面垂簾、出几帳帷（侍女不出袖）、
朱器大饗	隆長元服儀	藤原多子を女御とする	勅使を齎応	多子の入内雑事について	多子、從三位の位記を賜る
台記 10	別記 6	別記 3	別記 3	別記 3	別記 3
仁平元年	久安六年	久安六年	久安五年	久安五年	久安四年
一一五一	一一五〇	一一五〇	一一四九	一一四九	一一四八
十一月十一日	五月二十三日	三月五日	十二月二十七日	十一月十三日	九月二十五日
女房不出袖	女房所出衣	女房出衣	打出	無打出	侍女不出袖
寝殿東南面、渡殿廊南面、東对南第五間、西面妻戸、垂御簾、出几帳帷（女房不出袖）、	有不可改女房所出衣也、↓本文に引用	入二間之後、女房出衣（二具）、於二間（東間・西間）不出之（依為御座間也）、	書分家司職事等、各可奉行事給之（…御衣及打出、童女已下装束、所々薰物、慈親奉之、	五節童女御覽云々、皇太后宮御方無打出、	是日、賜西三位之位記、正寝南西面垂簾、出几帳帷（侍女不出袖）、
朱器大饗	隆長元服儀	藤原多子を女御とする	勅使を齎応	多子の入内雑事について	多子、從三位の位記を賜る
台記 6	別記 6	別記 3	別記 3	別記 3	別記 3

異母兄の忠通に代わり氏長者となつてから初めて行ふ儀式であった。そのため、『台記』には準備段階から当日の室礼や式次第までを詳細に記録している。

当日、東三条殿の寢殿において大饗の儀式が始まる前、「先<sup>レ</sup>是、女房出<sup>レ</sup>袖」と記されるように、頼長が儀式の席に着く前に女房たちが着座し、御簾際から装束の袖口を出す行為（＝打出）をしていた。その詳細は翌二十七日条に、朱器大饗のための室礼としてまとめられている。その中に、「寢殿南廂東一二間（一間者、謂<sup>二</sup>東廂南面<sup>一</sup>）、同西廂、南第四間妻戸、垂<sup>レ</sup>簾、出<sup>二</sup>几帳帷<sup>一</sup>、女房出<sup>レ</sup>袖（欸冬白掛五領、青単衣、欸冬打衣、蒔木織物表着、葡萄染織物唐衣、樺桜腰裳、不<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>袴）」（～）内は割書。以下も同じ）とあり、寢殿の南廂の東側第一・二間と同じく寢殿の西廂と南廂第四間の妻戸には、御簾を掛けて、御簾際に几帳を置き御簾の下から几帳の帷子をのぞかせていること、さらに女房たちが居並んで、御簾際から装束の袖口や裳の一部を打ち出だしたことがわかる。この時期には、袴の一部を外にのぞかせるスタイルもあつたが、頼長は父忠実の教えにより、袴を出させていない<sup>(2)</sup>。打出のかさね色目については、『兵範記』では「山吹匂五、青単、紅打衣、蒔木表着、蒲染唐衣、桜蒔木裳腰」と記されており、打衣の色目が欸冬（山吹）色か紅色かで異なっている以外はほぼ同じである。いずれにせよ、「観普賢経扇5」のモチーフとなつた仁平二年正月二十六日の朱器大饗に際しては、『台記』によれば女房たちによる打出の演出がなされたとみて間違いないであろう。

となれば、当該期の女房たちほどのように打出を行つていたのか、頼長はその情景をも詳細に書き留めている。それは頼長の養女である多子が近衛天皇のもとへ入内するための準備や諸儀式などをまとめた別記（『婚記』とも称す）である。久安六年（一一五〇）正月十九日条（No.13）をもとに、打出の状態を検証してみよう。

（前略）女房出<sup>レ</sup>袖、如<sup>三</sup>三ヶ日<sup>一</sup>、（中略）南一間近江・越後候、二間大納言・堀川候、三間<sup>帳間</sup>人不<sup>レ</sup>候、四間右衛門督・中将候、殿上々廉中大夫・少納言候、已上<sup>著</sup>打、童女二人、著<sup>二</sup>装束<sup>一</sup>候<sup>二</sup>同間<sup>一</sup>、<sup>件間、北遣戸開<sup>レ</sup>之、為<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>童女見<sup>レ</sup>上也</sup>、洞院候三廂

南二間南辺<sup>一</sup>衣色目<sup>二</sup>、同<sup>三</sup>、土佐候<sup>三</sup>廂南四間北辺<sup>一</sup>依<sup>二</sup>私衣<sup>三</sup>、依<sup>二</sup>非女房員数<sup>三</sup>也、  
打出<sup>一</sup>但綿薄<sup>二</sup>、依<sup>二</sup>為内女房<sup>三</sup>、用<sup>二</sup>唐衣<sup>三</sup>、（以下、略）

入内して九日目の露頭の儀に際して、女御となった多子に仕える女房たちが、指定されたそれぞれの場所へ着座した。母屋の南一の間には近江と越後が、二の間には大納言と堀川が、三の間は御帳台の置かれた帳間のため伺候する人は無く、四の間には右衛門督と中将が、殿上の間の簾中には大夫と少納言がというように、柱一間につき二人の女房が配置されている。これは前稿でも述べたように、打出の一般的なスタイルであった。たとえば『栄花物語』（巻二十四わかばえ）では、皇太后妍子の正月大饗において「寝殿の御階の間に、御几帳うるはしく立てさせたまひて、その西の間より、渡殿より、また西の対、東南面まで、一間に二人づつみたり」とみえる。また、『兵範記』でも保延七年（一一四一）三月一日条に「女院并姫宮於東向御妻戸御見物、東北卯西对南面六箇間及東面三ヶ間、打<sup>三</sup>覆懸御簾一出<sup>三</sup>几帳帷、毎<sup>レ</sup>間女房被<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>袖〈其色思々十八具出<sup>レ</sup>之〉」として、鳥羽上皇の賀茂御幸を女院（高陽院藤原泰子）と姫宮（鳥羽天皇皇女の叡子内親王、高陽院の養女）が見物する情景が記されている。南面六ヶ間と東面三ヶ間の合わせて九ヶ間に御簾が掛けられ、几帳の帷子を出し、柱一間ごとに女房が袖口をのぞかせていた。かさねの色目は各自の思い思いであり、十八具が打ち出されていたことから、柱一間ごとの打出は二具だと判明する。つまり、この時も柱一間ごとに女房が二人ずつ居並んでいたことになる。打出の空間的配置は当初から変わっていないことを知り得よう。

『台記別記』に戻ると、母屋の柱一間ごとに配置された女房たちは、「打出厚衣」を着装していた。これに対して、廂の間に着座した女房二名（洞院・土佐）は打出厚衣でない。洞院の場合は、装束の色目は打出と同じだが、綿は薄く仕立てられていた。土佐に至っては、打出用の装束ではなく、私衣（自前の装束）を着ていた。それは土佐が内女房であり、多子付き女房の員数に入らないためであった。このことから、「打出厚衣」は多子付きの女房たちへ支給されたものであることが解る。多子の入内直前に、頼長は入内雑事を家司に指図しているが（No.11）、台盤所簡・同雑具や女房

局等雑具など一連の中に「御衣及打出」と見える打出が「打出厚衣」の可能性もあるだろう。かつてのように女房たちが自らの美意識で打出にする装束を選ぶのではなく、仕えている主人（この場合は、女御である多子）から、打出用の装束を支給される。そのため打出も統一的なかさね色目になっていたといえよう。

さらに、多子付きの女房たちは、装束を御簾際から打ち出して美の演出をするだけでは無かった。二の間に控えた堀川は、近衛天皇が女御廬舎の帳間に入御する際に、扈從した左中将から御劔を預かっている。その割書「内方手持御劔置之、女房著所出之厚衣」から、女房たちが打出用の厚衣を身に付けて、御簾際から厚衣を打ち出していること、その状況下で堀川は御簾の内側の手で御劔を受け取ったことが解る。打出役の女房は伺候し続けていたが、祝宴の後、夜になり近衛天皇が女御多子のもとへ渡御する前に「女房乍著打出衣、頗退入（殿上々簾、所出之衣猶在之）」として、殿上の間以外に着座していた女房たちは打出厚衣を着用したまま退いている。

以上のことから、女房たちが打出用の装束で以て御簾際から袖口などをぞかせて演出すること、さらに打出用の装束を身に付けたまま他の役務もこなすこと、打出用の装束は仕えている主人側で用意して支給すること、などが解る。

他にも、久安三年（一一四七）三月二十七日から二十八日にかけて、高陽院で行われた前関白藤原忠実の七十御賀に關する『台記別記』卷二の記述は興味深い（No.⑥）。三月二十八日条には、両日の室礼の状況が詳細に記されている。

擬昨日堂莊嚴、垂廂御簾、出几帳帷、為女院御在所、南階東一間、西三間、及西廂、女房出衣、是昨日所出之衣也、昨日所、今日不出、即賜衝重、

そこには、寢殿の南面階間を女院の御在所として、その東側一ヶ間と西側三ヶ間、さらには西廂で女房たちが出衣をしている。「是昨日所出之衣也」というのは、後文からも前日と同じ装束であると解釈できる。続く「昨日所、今日不出、即賜衝重」とは、昨二十七日に女房たちが出衣をしていた場所は、今日は出衣をせずに、参会した公卿・

殿上人の饗宴の場所になっていたということであろう。

二日間に亘った忠実七十御賀の室礼については、二十八日条の最後に「入道前大相国七十御賀御装束儀」として、高陽院土御門殿の寢殿母屋五ヶ間并東南西廂、同西又庇での装束の様子を詳細に書き留めている。

(二十七日)

東卯西廊四ヶ間、女院女房出<sub>レ</sub>袖、同東南子午廊三ヶ間、姫宮女房出<sub>レ</sub>袖、母屋東第一間西向戸裏、為<sub>二</sub>女院御所<sub>一</sub>、北廂東第二間為<sub>二</sub>姫宮御所<sub>一</sub>、同第四間、為<sub>二</sub>北政所御所<sub>一</sub>、第五間、為<sub>二</sub>一条殿御所<sub>一</sub>、供<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>常、此又庇、各為<sub>二</sub>女房候所<sub>一</sub>、西对代廊母屋四ヶ間、為<sub>二</sub>公卿饗座<sub>一</sub>、(以下、略)

次日(二十八日)

寢殿南面、擬<sub>三</sub>御仏并幡鬘華代等<sub>一</sub>、改供<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>、立<sub>二</sub>亘御几帳<sub>一</sub>撤<sub>二</sub>西面、飯板敷<sub>一</sub>、差庭如<sub>レ</sub>本、以<sub>二</sub>階間<sub>一</sub>為<sub>二</sub>御所<sub>一</sub>、南面四ヶ間、女院女房出<sub>レ</sub>袖除<sub>二</sub>御座間<sub>一</sub>、西面三ヶ間、姫宮女房出<sub>レ</sub>袖已<sub>二</sub>上、不<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>昨日、依<sub>二</sub>新制也<sub>一</sub>、

この記事によれば、二十七日には女院の御在所は母屋東第一間であり、東卯西廊の四ヶ間に女院(高陽院泰子)付きの女房たちが居並んで袖口を御簾から打ち出していた。姫宮(叡子内親王)の御在所は北廂東第二間であり、東南子午廊の三ヶ間には姫宮付きの女房たちが居並んで同じく袖を御簾から打ち出していた。

それが翌二十八日になると、寢殿の南面階間を女院の御在所とし、南面の四ヶ間を女院付きの女房たちが伺候して袖を打ち出している。割書には「除<sub>二</sub>御座間<sub>一</sub>」とあり、既述の「南階東一間、西三間」と一致する。他方、姫宮付きの女房たちも西面三ヶ所にて「出<sub>レ</sub>袖」と記され、既述の「西廂」の三ヶ間に相当することがわかる。いずれにしても、女院や姫宮に仕える女房たちが、自ら着装した装束の袖を打ち出した状況である。しかも、最後の割書に「已<sub>二</sub>上、不<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>昨日色<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>新制也<sub>一</sub>」と記されるのは、重視すべきである。

『台記別記』には、七十御賀のためにセッティングした室礼に続けて、儀式に要した経費の沙汰も書き留めている。そこには「女房、袖」として打出の分も記載され、高陽院が「藤掛五領、紅単衣、同打衣、欸冬表着、萌木唐衣、裳腰柳」、姫宮が「山吹匂五領、青単、山吹打衣、萌木表着、葡萄染唐衣、裳腰樺桜」と記されている。すなわち、打出を行う女房装束のかさね色目は、女院側と姫宮側で分かれてそれぞれで統一していること、打出用の装束は主人である女院と姫宮が準備したことがわかる。

以上、一覽表をもとに『台記』および『台記別記』における打出を検証した結果、頼長が書き遺した打出とは、いずれも女房たちによる演出であったことが指摘できよう。鈴木敬三氏が「扇面法華経冊子」に描かれた打出を装束だけの演出とした典拠の『兵範記』も、『台記』の記事と照合すると女房による演出であることは明白である。また、『兵範記』自体にも女房による打出の記述が散見することから、当該時期の打出は、本来の「女房による演出」が主流であったといえるだろう。とはいえ、『台記』および『台記別記』を検証する中で、打出を含めた装束に関連して「新制」という文言が目につく。次章では、この「新制」をキーワードとして見ていきたい。

### 三 新制と「打出」

新制に関する研究は三浦周行氏に始まるが、研究の中心は鎌倉時代に置かれていた。その後、水戸部正男氏や佐々木文昭氏が平安時代中期まで遡って新制条文を博搜しつつ、条文解釈を行うなど新制研究の基礎を確立された結果、研究対象の時期も飛躍的に拡大し、新制の定義をはじめ、活発な議論がなされている。新制は打出を考察する上でも重要なテーマだが、紙幅の都合上、本稿では新制に関わる「過差（奢侈）禁制」のみを対象とし、打出の存在意義と新制につ



いては別稿に改めて論じた<sup>22)</sup>。平安時代の過差禁制に関しても、新制の発布と徳政との相関関係を中心に多くの研究がなされている。遠藤基郎氏によれば、「院政期は前代以上に過差が横行した時代」とされる。院権力およびそれを取り巻く近臣や女房たちは過差へと傾倒し、過差禁制が出された状況下においても、彼らは禁制の対象外とする認識も生じていた。しかし、その一方で院権力は過差禁制の実践者としての一面も持ち合わせていたという<sup>23)</sup>。その事例として、『台記別記』久安四年（一一四八）九月二十九日条を挙げられているが、同日条は打出にも密接な関わりを持つ。

入内夜装束色目、度々入内、年月日注進、法皇<sup>仰</sup>加奏言、永久<sup>故待賢</sup>門院入内、乘<sup>后宮</sup>車後<sup>太</sup>之人、著<sup>皆</sup>紅衣八領、而去年以来新設<sup>憲法</sup>重禁<sup>過差</sup>、將<sup>從</sup>彼例、恐<sup>乖</sup>王法、願<sup>承</sup>密詔、欲<sup>定</sup>衣色、手詔曰、偏守<sup>先例</sup>、轍<sup>破</sup>王法、理<sup>豈</sup>可<sup>然</sup>乎、上<sup>若</sup>乖<sup>レ</sup>法、下<sup>必</sup>從<sup>レ</sup>之、宜<sup>下</sup>止<sup>三</sup>美色、示<sup>レ</sup>民<sup>以上</sup>怖<sup>三</sup>王法<sup>一</sup>焉、

すなわち、養女多子の入内のための準備にあたり、頼長は鳥羽上皇に、入内に際して付き随う女房たちの重ね掛の枚数について尋ねた。先例を勘ると、永久時の待賢門院藤原璋子や大治時の皇嘉門院藤原聖子の際には紅衣八領を着用している。しかし去年より新しい憲法が設定され、過差は重禁となっている。家門としての先例に従えば王法に背くことになるので、如何にすべきか、密詔を賜りたいというものであった。それに対する鳥羽上皇の答えは、王法の遵守であった。身分の高い者が王法に背けば下の者もそれに従うとして、美服を止めることで過差禁制の実践を民に示し、王法遵守の模範となるよう命じたのである。それに対して、後日に「奉<sup>下</sup>車後松重衣為<sup>三五</sup>領<sup>一</sup>之由於法皇、曰<sup>不</sup>乖<sup>三</sup>王法<sup>一</sup>、朕心太悦」（同年十月五日条）と見え、頼長が鳥羽上皇の意向をうけて、松重のかさね色目の掛五領を着用することを上皇に奏上した。王法を遵守した頼長に対し、鳥羽上皇は御満悦の体だったという。この時に頼長が語った「去<sup>24)</sup>年来新設<sup>憲法</sup>重禁<sup>過差</sup>」については、佐々木文昭氏も検証されたが、具体的な年月日や内容までは不明である。

ここで、『台記』および『台記別記』の中で「新制」に関わる打出の記事を見ると、表のNo⑥と⑬が該当する。No⑥

は既述のように、久安三年（一一四七）三月二十七日から二十八日にかけて、高陽院で行われた前関白藤原忠実の七十御賀に関する記事である。女院や姫宮に仕える女房たちが、自らの装束の袖口を御簾の外へ打ち出したが、その割書に「已上、不<sub>レ</sub>改<sub>三</sub>昨日色、依<sub>三</sub>新制<sub>一</sub>也」と記されている。連日の晴儀に際して、打出の装束を着替えなかったのは、新制に依るためという。この時の新制が、前述の久安四年に鳥羽上皇へ訊ねた新制と同一のものは定かでないが、過差禁制を遵守する頼長の姿が看取できる。のちに内覧の宣旨を蒙り、執政者となった頼長の政治的事績の特色として官紀の肅正が挙げられるが、頼長にとって禁制の遵守は当然のものであつたろう。しかし、その頼長をして、養女多子の入内に際しては女房たちの装束を先例通りに行うべきか、禁制を遵守すべきかで悩んでいる。遠藤氏も指摘されたように、多子の入内が自らの威信に関わるものという意識が強かつたのであろう。

それに関連する興味深い事例が、『台記』久安六年（一一五〇）五月二十三日条に記されている（No.15）。

入<sub>レ</sub>夜、二位退出、語曰、自<sub>三</sub>十九日、至<sub>三</sub>昨日、宮被<sub>二</sub>参上、而今日、執柄使<sub>三</sub>宮宣旨示<sub>一</sub>曰、有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>改<sub>三</sub>女房所<sub>レ</sub>出衣<sub>一</sub>也、新制而改<sub>レ</sub>之如何、陳曰、女御、被<sub>レ</sub>出<sub>三</sub>重織物、几帳帷是也、不<sub>レ</sub>從<sub>三</sub>所制、慣<sub>レ</sub>彼所<sub>レ</sub>改也、執柄曰、几帳者、女御身具也、不<sub>レ</sub>在<sub>三</sub>制限、打出者、侍女所<sub>レ</sub>服也、理<sub>可</sub>答<sub>レ</sub>之、因<sub>レ</sub>之、今日不<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>参上、

これより四日前の五月十九日に宮中で最勝講が始まった。最勝講とは、毎年五月の吉日を選び、五日間にわたって毎日朝夕の二座を催して、清涼殿で「金光明最勝王経」十巻を講讀し玉体安穩・天下泰平などの鎮護国家を祈願する法会である。その最勝講を聴聞するべく、皇后の多子は鬼間に、女御として入内したばかりの摂政藤原忠通の養女・呈子は二間に参上した。頼長の正室幸子もそれに合わせて参内していたが、その幸子が内裏を退出し帰邸してから頼長に語った内容が興味深い。十九日から二十二日まで、皇后多子是最勝講に参上していたが、今日になって摂政から使者が来て、「伺候する女房たちが打出をするに際して、装束を着替えないように。新制が出されているのに装束を着替える

とは如何なものか」と言ってきた。そこで、皇后側も「女御も二重織物で仕立てた豪華な几帳を出されるなど、新制に従われていない。それに倣って、こちらも装束を着替えたのだ」と反論した。それに対して、摂政側は「几帳は女御の身具であるから、新制の対象にはならない。打出は侍女が着用するものであるため、条理として咎められるのだ」と答えている。このような応酬の結果、皇后は今日の最勝講に参上しなかったという。

要は、皇后側と女御側の鞘当てのようなものともいえるだろう。皇后と女御の関係を見ると、久安六年正月四日に近衛天皇が元服式を迎え、その六日後に頼長の養女多子が入内している。その前後から、忠通も養女皇子の入内をはかっていた。そのため、頼長は多子の立后を急ぎ、三月十四日に多子は皇后となっている。一方の皇子も同年四月二十一日に入内し、六月二十二日には中宮となった。まさに、近衛天皇の後宮における勢力争いの中での出来事であったといえよう。その諍いの対象となったのは、最勝講における皇后方の打出と女御方の几帳であった。皇后方の女房たちが連日装束を着替えて打出を行ったのに対して、女御方は二重織物の帷子で仕立てられた豪華な美麗几帳を飾っていた。<sup>25</sup>

ここでの「新制」とは内容から過差禁制を示すことは明白であろう。過差とは「貴賤各有等差」との律令制的身分秩序に基づくものであり、身分を可視的に標示することで身分的秩序を維持したとされる。<sup>26</sup>となれば、最勝講の場面において、皇后方・女御方のどちらもが可視的に上位に立ちたいと考えるのは当然のことであろう。可視的に上位となるためには、自らの威信を示さなければならぬ。後宮という女性の世界において、装束は威信を表現できる有効的指標であろう。そのため打出もただの美的演出ではなくなり、身分的秩序に関わるものとして捉えられていった。その象徴的な出来事が、五月二十三日の出来事であったといえよう。

しかし、ここで図らずも当該時期の打出に対する一般認識を知ることができる。すなわち、「打出者、侍女所<sub>レ</sub>服也」として、打出は女房が自ら着装した装束で以て演出するものであると明言している。ゆえに、新制で美服過差が禁じら

れると、打出もその規制下に置かれることになる。一方の几帳については、「几帳者、女御身具也、不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>制限<sub>一</sub>」として、几帳はあくまでも女御の身辺を飾る調度であること、ゆえに新制の規制からは除外すべきとみなされている。

既述のように、打出の構成としては、掛けられた御簾際に几帳が置かれ、几帳の帷子も御簾の下から打ち出される。その帷子と同じように、女房たちも自らの装束の袖口や褌先を御簾際から打ち出すのであり、御簾と几帳と女房装束で打出の一セットであった。

ところが、摂政方の言い分としては、几帳の帷子がたとえ二重織物などの豪華な仕立てであっても、几帳は調度品であるから新制の規制対象にはならないというのである。同じく打出を構成する要素であっても、「女房（ひと）による演出」か「几帳（もの）による演出」かで、過差の禁制に触れてしまう。この解釈によれば、「人間不在の装束（もの）で構成される打出」は、調度品と同類であり、ひいては新制の規制対象から除外されるとの拡大解釈も可能となるであろう。ここに、「装束だけの打出」が調度と化していき、巨大化かつ豪華な仕様となった要因を求めても良いのではないだろうか。

前稿でも触れたが、早い時期の「装束だけの打出」を描いたものとして「小野雪見御幸絵巻」が存在する。同絵巻は、後冷泉天皇皇后・藤原歎子の打出にまつわる有名なエピソードを絵画化したものである。洛北小野の地で隠棲する歎子のもとに、白河上皇が雪見をかねて訪問することになった。急な御幸を迎えるのに、打出にする女房装束の数量が足りない。慌てる女房に対して、歎子は女房装束を背割りにすれば二倍になると指示した。こうして十具の女房装束を二十具とし、片身を打ち出すことで、無事に御幸を迎えられたという。<sup>27</sup>この逸話が『今鏡』（巻第四・藤波の上）や『十訓抄』、『古今著聞集』などの諸文献に遺され、絵画化もされたということは、歎子の機知を賞賛するだけでなく、白河上皇の時代では「装束だけの打出」が稀有な事例であったことを示唆するともいえよう。

他方、頼長より後代の後白河上皇の時代をみると、『玉葉』や『山槐記』をはじめ同時代の諸日記にも、巨大かつ豪華な「装束だけの打出」が頻出している。さすれば、「女房による打出」から「装束だけの打出」へと変容していくターニング・ポイントが頼長の時代とも考えられるのではないだろうか。

### おわりに

以上、本稿では『台記』および『台記別記』を中心として、藤原頼長が見たであろう打出の実像を検証してきた。そこで得られた知見としては、以下の点が挙げられる。

(1) 頼長自身が関わった打出とは、本来の「女房(人間)による演出」であった。ただし暗儀に際しては、従前のように女房たちが自らの美意識を競い合っただけではなく、かさねの色目も統一され、打出用の装束も仕える主人から支給されるものとなっている。とはいえ、御幸見物など非公式な場面では『兵範記』に「其色思々」と記されたように、女房たちが各自で自由に選んだ装束で打出をすることも可能であった。

(2) 「扇面法華経冊子」に描かれる綿を大量に入れて厚く重ねた打出の状態を頼長の時代まで遡らせる説もあるが、『台記』および『台記別記』を確認した限り、女房が身に付けても諸々の動作が可能な程度の「打出厚衣」である。

『玉葉』に記された袖口の幅が一尺余もあり、女房が運ぶのも困難ほどまでは巨大化していなかったといえよう。

(3) 頼長の時代には、新制により打出としての女房装束も過差を咎められるようになった。しかし、同じく打出を構成する几帳は、美麗几帳であっても調度品として新制の対象外となっていた。このことは、「装束だけの打出」が出現する一つの要因になったのではないかと思われる。

特に、打出が新制による規制を免れるため、人から物による演出へと変容していった可能性は人間の営為として興味深い。本来は、高貴な人に仕える女房たちが、自らの美意識をアピールする私的行為であった打出が、次第にエスカレートしていく。その背景には、打出が晴儀をより華やかに演出する美的効果だけでなく、仕える主人の威信を示すという可視的な役割をも期待され、助長された可能性も指摘できるだろう。それは打出用としての女房装束が、主人側により準備・支給されるようになったことにもあらわれている。

しかし、やがて打出は過差禁制の対象となり、「女房による打出」は規制下での行為とならざるをえなかった。それに対し、「装束だけの打出」は調度と化すことで規制から免れ、構造も豪華で巨大なものに変容していったのである。このように調度化した打出が晴儀を彩る一方で、過差禁制という規制下におかれた女房たちによる打出は褻のものと認識されてしまうようになったのではないだろうか。

今後は、後白河上皇の時代に見られる打出の実態を再検討し、次々と新制が出される中であえて絢爛豪華となる打出の存在意義とその終焉を課題としたい。

## 註

(1) 『栄花物語』(巻十七おむがく)に詳述される。本稿で引用するのはすべて『新編 日本古典文学全集31』33 栄花物語(小学館、一九九七年)。

(2) 鈴木敬三氏の打出・押出に関する考証は、鈴木敬三「第二章 扇面法華経冊子の風俗」(『扇面法華経の研究』所収、

鹿島研究所出版会、一九七二年）などから見られるが、主眼は装束のため、あまり詳細には論じられていない。鈴木氏の有職故実研究の集大成ともいえる『有職故実大辞典』（吉川弘文館、一九九六年）にも、「打出」「押出」ともに立項されているが、内容は一貫してほぼ同じである。

(3) 笹岡洋一「研究報告『雅亮装束抄の周辺』—かさね・打出—」（『風俗史学』第二十五号所収、日本風俗史学会、二〇〇三年）。

(4) 拙稿「打出」—女房装束による美の演出とその歴史の変遷—（松本郁代・出光左千子・彬子女王編『風俗絵画の文化Ⅲ 瞬時をうつすフィロソフィー』所収、思文閣出版、二〇一四年）。

(5) 鈴木敬三「紫式部日記絵巻の風俗」五五～六〇頁（『日野原家本「紫式部日記絵巻」 古典文学会複製』解題、日本古典文学会、一九七五年）など。

(6) 笹岡氏前掲註（3）六二頁。古語辞典類も同様である。

(7) 『栄花物語』（卷三十六根あはせ）には、天喜五年（一〇五七）藤原師実が五節の舞姫を出した記事に関連して、過去に遡って女房装束の華美さは後一条天皇の治世下を頂点と評している。

(8) 拙稿前掲註（4）二四八～二五五頁。

(9) 拙稿前掲註（4）二五五～二六二頁。

(10) 拙稿前掲註（4）二五九頁。

(11) 橋本義彦『藤原頼長』（吉川弘文館、一九八八年新装版）三二・五一頁。その他、横内裕人「藤原頼長—苦闘する大学者」（元木泰雄編『中世の人物 京・鎌倉の時代編第一巻 保元・平治の乱と平氏の栄華』所収、清文堂出版、二〇一四年）など。

- (12) 橋本氏前掲註(11) 九八～一二二頁。
- (13) 秋山光和・柳澤孝・鈴木敬三共著『扇面法華經』(鹿島研究所出版会、一九七二年)。同書は扇面画の図版と別冊附録『扇面法華經の研究』を同梱する。扇面法華經冊子の成立時期については、秋山光和「第一章 扇面法華經の絵画」六七～七〇頁、柳澤孝「第三章 扇面法華經冊子の成立をめぐる諸問題」一六四～一七四頁。
- (14) 前掲註(13) 鈴木敬三「第二章 扇面法華經冊子の風俗」一一一～一二二頁。
- (15) 前掲註(13) 鈴木敬三「扇面法華經冊子の風俗」一二・一二五頁。鈴木氏は女房が口元にあてている単を萌葱地繁菱文様とし、打出の単を薄萌葱四菱遠文の青の単として、かぎりなく類似しながらも別の色目・文様とされている。
- (16) 本稿で引用する『雅亮装束抄』は『群書類従』第八輯所収本による。
- (17) 鈴木敬三「仮名装束抄と源雅亮」(『國學院雜誌』第八十卷第十一号所収、一九七九年十一月)によれば、『仮名装束抄』などの別題で、『國書総目録』に収録されているだけでも五十部を超えるほど写本も多い。現存する写本の大部分は応永九年(一四〇二)修理の高倉常水入道本からの派生と考えられ、資料的価値も高いとされる。
- (18) 拙稿前掲註(4) 二五八～二六一頁。
- (19) 拙稿前掲註(4) 二五七頁。
- (20) 『兵範記』仁平二年(一一五二)正月二十五日・二十六日条。「打出色目」が二十五日条の裏書であるのは、翌日の大饗を見た後での追筆とも考えられよう。なお、本稿での引用は『増補史料大成 兵範記』(臨川書店)による。
- (21) 『台記』久安六年正月七日条の割書に「先是、寢殿南廂西向妻戸、女房出<sub>レ</sub>袖及妻、(他間不<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>之) 近例出<sub>レ</sub>袴、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然<sub>レ</sub>由、有<sub>二</sub>禪閻命、仍不<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>之」と記される。なお、本稿での本文引用や一覧表の作成は『増補史料大成 台記・台記別記』(臨川書店)による。



(22) 新制の先行研究については三浦周行『日本史の研究』新輯一（岩波書店、一九八二年に「新制の研究」を再録、水戸部正男『公家新制の研究』（創文社、一九六一年）、佐々木文昭『平安中・後期新制小考』（佐伯有清先生古稀記念会編『日本古代の社会と政治』所収、吉川弘文館、一九九五年）など。

(23) 遠藤基郎「過差の権力論―貴族社会的文化様式と徳治主義イデオロギーのはざま―」（服藤早苗編『王朝の権力と表象―学芸の文化史』（叢書・文化学の越境4）所収、森話社、一九九八年）一一五・一一六頁。

(24) 佐々木文昭「平安中・後期の過差禁制」（『北海道武蔵女子短期大学紀要』二十五号所収、一九九二年）七六頁。

(25) 几帳の構造は、箱形の土台の上に二本の柱を立て、柱の上部にT字形になるよう横木をわたし、その横木に帷子をかける。柱の高さによって三尺几帳と四尺几帳に区別されていた（『類聚雜要抄』卷四）。このうち三尺几帳は、刺繍や染め方で美しく仕立てた帷子を掛けることから美麗几帳とも称され、高貴な女性が御座所などで身近に立てて使用する調度であった。

(26) 前掲註(22) 佐々木氏論文五〇三頁

(27) 「小野雪見御幸絵巻」（『続日本の絵巻』十六、中央公論社、一九九一年）。藤原欲子の打出にまつわる逸話は『今鏡』（巻第四・藤波の上）や『十訓抄』、『古今著聞集』などにみられる。そのモチーフとなった白河上皇の御幸は寛治五年（一〇九二）十月二十七日のこととされる。